

機能強化計画の要約

[別紙様式3]

1. 基本方針

当金庫の事業地域は目黒区、品川区、世田谷区、大田区のほか目黒区に隣接する渋谷区が営業基盤となっています。当金庫はこの城南地区のうち山の手側に経営資源を集中（地域への集中的な店舗配置）するとともに、地域に密着した営業活動（中小企業・個人への積極的な金融サービス）を行っていきという、リテールおよびリージョナルバンキングに特化しております。

リレーションシップバンキングの機能強化のため、いままでの営業活動をさらに洗練させ、信用金庫本来の「FACE to FACE」を推し進め、「誠心誠意」の「志」により地域社会・地域企業の金融のお役に立つよう本計画書を策定し着実に実施いたします。

地域の中小企業や住民への金融サービスの向上と先進的な技術を取り入れた業務推進により顧客満足度の向上を目指します。

業務プロセス改革により、低利で簡単な融資の実現と地域に根ざした（例えば街づくりなど）資金の提供など街の一員として活動します。

「FACE to FACE」から「HEART to HEART」に、当金庫のモットーである「誠心誠意」の名のもと、心通じる営業活動を実現させます。

当金庫のリスクマネジメントはもちろんのこと、お取引引きいただいているお客様のリスクマネジメントのお手伝いもできるよう積極的な業務展開を心がけます。

本部および各営業店に勤める役職員一人一人がその街に住んでいるつもりで、地域を愛し、地域に協力し、地域を良くしていく努力を地域の皆様と一緒に取り組んでいきます。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画（別紙様式1）

項目	現状	具体的な取組み	15年度	16年度	備考（計画の詳細）
・中小企業金融再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 審査担当者が全ての業種に対して取り組んでいる。 キャッシュフロー主体の審査体制の取り組み。 	<ul style="list-style-type: none"> 実行後における、事業計画との比較分析。 事業リスクの調査を十分行うことによる担保・保証を過度に依存しない融資体制の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 景況調査報告を基にした業種別企業動向のチェック及び経済環境の把握。 実行後における事業計画に対する検証とフォローアップ。 実地調査による経営者の総合的能力の把握。 		
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> 産業クラスターサポート会議への参加等を通じて同計画への関与を進めている。 また、業界団体を代表して「目黒区産業政策区民会議」に参加する等、地域産業の活性化に向けての取組みに参画している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「産業クラスターサポート会議」への参加。 「目黒区産業政策区民会議」への継続した取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 「産業クラスターサポート会議」へ参加。 「目黒区産業政策区民会議」、「融資研究プロジェクトチーム会議」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 「産業クラスターサポート会議」へ参加。 「目黒区産業政策区民会議」へ参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「産業クラスターサポート会議」への参加を行い、情報収集に努める。 また、「目黒区産業政策区民会議」について、委員として今後2年間参画することから、金融界の立場から引き続き取り組み、プロジェクトが立ち上がる際には積極的に関与していく。

項 目	現 状	具体的な取組み	15年度	16年度	備 考（計画の詳細）
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の情報共有、協調投融資等連携強化	・新規創業先について区の中小企業創業支援融資制度や国民生活金融公庫等の活用にとどまっているが外部と連携により情報やノウハウの蓄積をすることの必要性を認識している。	・信金中央金庫と協力して、ベンチャー事業に関する情報があれば取組んでいく。	・制度融資の積極的活用。 ・地元ベンチャー事業に関する情報の取得。 ・信金中央金庫との情報交換。 ・信金中央金庫より、提供される情報の活用による融資機会等の拡大及び検討。	・制度融資の積極的活用。 ・地元ベンチャー事業に関する情報の取得。 ・信金中央金庫との情報交換。 ・信金中央金庫より、提供される情報の活用による融資機会等の拡大及び検討。	
(5)中小企業支援センターの活用	現状では、中小企業支援センターについては、活用されておらず今後、活用を検討していく必要があると考えています。	・同センターの特色や支援機能に応じて基本的な連携方針について検討する。 ・同センターの特色や強みについて、研修会を開催する。	・同センターの支援機能について情報収集を行う。 ・基本的な連携方針について検討する。 ・現場担当職員対象に研修会を開催する。	・取引先に対する支援事業の推進と地域への告知活動、普及運動の展開。	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	金庫内部に蓄積された情報だけではなく、外部の情報、仕組み等も活用していく必要性があると認識しています。	・当金庫ホームページを活用していく。 ・信金共同事務センターが提供を予定している「中小企業向けポータル」について参加し、活用していく。	・信金共同事務センター「中小企業向けポータル」についての内容検討。 ・ホームページ上での活用方法の検討。 ・「中小企業向けポータル」の試行とサービス開始。 ・ホームページ公開用の資料整備と試行。	・ホームページ上でのコンテンツサービス開始。 ・「中小企業向けポータル」の運用状況の検討。 ・提供した経営情報やビジネス・マッチング情報の成果に対する検討。	・営業地区内商店街への支援 区内共通商品券収納事務の取扱い。 (個別店舗への決済面の支援) ・営業地区内商店街への支援 商店街ポイントカード入金事務の取扱い。 (商店街のカード事業への支援とIT化等の新しいスキームの提案による商店街の活性化) ・取引先事業所への業務のIT化支援 「めぐろ一括データ伝送サービス」の推進。 (IT化による業務効率化への支援、アドバイス)
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	・日常の与信管理を通じた経営相談等にとどまっておらず、更なる体制整備が必要と認識。	・融資課に「経営改善支援グループ(仮称)」を新設する。	・「経営支援グループ(仮称)」の新設検討。 ・「企業再生支援人材育成研修」等研修プログラムへの参加 ・経営改善の可能性のある債務者企業の選定・支援方策の検討。	・支援方策の実施状況の適切なフォロー ・経営改善の可能性のある債務者企業の追加選定や具体的経営改善支援等の拡充。 ・前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の	・全店の店長を「経営改善支援担当者」とする。 ・経営改善の可能性のある債務者企業の選定・支援方策を検討する。 ・大口与信先を中心に、定期的に業況ヒアリングを実施する。 ・審査担当者のスキル向上を図る。

項目	現状	具体的な取組み	15年度	16年度	備考(計画の詳細)
				検討。 ・取組み実績等をディスクロ誌等で公表。	
(5)「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	取引先企業の財務・経営管理能力向上を支援していくことは、重要であると認識しているが現状では、営業店担当者による担当企業先への個別指導に任されている。	営業店担当者による個別指導を継続するとともに、同プログラムの情報収集に努める。	・営業店担当者による個別指導を継続 ・「地域金融人材育成システム開発プログラム」の情報収集	・営業店担当者による個別指導を継続 ・「地域金融人材育成システム開発プログラム」の情報収集	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	・日常の与信管理を通じた経営相談等にとどまっておらず、更なる体制整備が必要と認識。	・融資課に「経営改善支援グループ(仮称)」を新設する。 また、全店の店長を「経営改善支援担当者」とする。 ・経営改善の可能性のある債務者企業の選定・支援方策を検討する。 ・大口与信先を中心に、定期的に業況ヒアリングを実施する。 ・審査担当者のスキル向上を図る。	・「経営支援グループ(仮称)」の新設検討。 ・「企業再生支援人材育成研修」等研修プログラムへの参加 ・経営改善の可能性のある債務者企業の選定・支援方策の検討。	・支援方策の実施状況の適切なフォロー ・経営改善の可能性のある債務者企業の追加選定や具体的経営改善支援等の拡充。 ・前年度の取組み実績の検証及びそれを踏まえた効果的施策の検討。 ・取組み実績等をディスクロ誌等で公表。	
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	中小・零細企業への活用については、政府系金融機関、地方公共団体や保証協会等との連携が不可欠であると認識しています。	・近隣地域における地公体や保証協会等との提携の情報を留意しつつ、その活用性を検討していく。	・組成のための手法および会計・税制等の研究・検討。 ・地公体や保証協会等の組成の可能性の情報収集。	・組成のための手法および会計・税制等の研究・検討。 ・地公体や保証協会等の組成の可能性の情報収集。	
(3) デッド・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	現状では、活用された事例はないが金融再生プログラムの進歩およびAPの開始により、その研究の必要性があると認識しています。	・事例等の情報収集に努める。 ・個別案件が発生した場合、その活用を検討する。	・事例等の情報収集に努める。 ・個別案件が発生した場合、その活用を検討する。	・事例等の情報収集に努める。 ・個別案件が発生した場合、その活用を検討する。	

項目	現状	具体的な取組み	15年度	16年度	備考(計画の詳細)
(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	当金庫では、現在までのところ、RCCへの債権の売却等の実績がなく、同機構のスキームは活用されていない状況。	・成功事例等を情報収集するとともに、当金庫の顧客企業への有効性を検証し、個別案件で有効性が確認されれば、活用を検討していく。	・担当部署において、事例研究等情報収集に努め、理解を深める。 ・個別案件ごとにその有効性を検証する。	・担当部署において、事例研究等情報収集に努め、理解を深める。 ・個別案件ごとにその有効性を検証する。	
(5)産業再生機構の活用	中小企業再生へ向けて、同機構の中立的な立場からの調整機能は、活用を検討していくことが必要である認識している。	必要に応じて、産業再生機構の機能を有効に活用できるかどうか検討していく。	・事例研究等情報収集に努め、同機構の機能への理解を深める。 ・現場担当職員が同機構への理解を深めるため研修会を開催する。	・成功事例等情報収集に努める。 ・対象企業を選定し、必要に応じて、産業再生機構の機能を有効に活用できるかどうか検討していく。	
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	同協議会は、当金庫の新長期計画の基本理念と趣旨を同じくするものであると認識している。しかし、現状では、同協議会の運営が開始されてから、また日も浅く、当金庫としての具体的な活動には至っておりません。	地域内の中小企業再生に向けて、中小企業再生支援協議会の機能を有効に活用できるか情報収集と検討を行っていく。	・スキームへの理解を深めるため、同協議会の活動内容と成功案件等の情報収集に努める。 ・地域内の中小企業再生に向けて、同協議会の機能を有効に活用できるかと検討を行う。	・上記活動を行いながら、適用可能な取引先があれば活用を検討する。	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方。	・企業の経営力・経営者の経営意欲、人間性を基本とし、企業のキャッシュフローを主体とした審査体制。 ・融資実行後の管理・検証については渉外担当者の訪問による管理を基本として営業店主体に管理。	・財務制限条項やスコアリングモデルの活用についてはS I Sでの新システムが構築された段階で検討。 ・キャッシュフロー重視による第三者保証の利用が過度にならないよう営業店の職員まで周知徹底。	・大口与信先の定期的な業況ヒアリングの実施。 ・営業店職員への周知徹底。 ・融資課指導による、営業店担当者のキャッシュフローに対する理解力を高める。	・大口与信先の定期的な業況ヒアリングの実施。 ・営業店職員への周知徹底。 ・融資課指導による、営業店担当者のキャッシュフローに対する理解力を高める。	・当金庫独自「財務支援ローン」の発売。 (平成14年4月～9月) 中小企業、個人事業者の財務内容の改善を目的として発売。 ・当金庫独自「地域振興資金融資」の発売。 (平成15年4月～9月) 地元顧客を対象とした景気対策支援融資。 ・目黒青色申告会との提携商品の発売。 「めぐろ青色パソコンローン」の取扱い。
(3)証券化等の取組み	既往の融資形態に止まらず、新しいスキームにも積極的に取組んで	・CLOや、売掛債権担保ローン等について、今後のスキーム	・成功事例等の情報収集を行うとともにその制度的な研究を行	15年度の研究の結果として、中小事業者および金庫にとって新た	

項 目	現状	具体的な取組み	15年度	16年度	備 考（計画の詳細）
	いくことが必要であると認識しており、証券化もその一つの方策であると考え、情報収集を中心とした研究を行っている段階である。	や条件面、提携可能先、勘定処理方法等の研究を行うとともに、活用できる企業先があるか検討していく。	う。 ・取引先企業に活用の実現性について検証する。	な金融手法としてメリットがあるとの結論になった場合には、証券化を前提とした商品の発売を検討する。	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・財務諸表の精度が高い先への融資プログラムは作成されておられません。	・融資制度、新商品の検討。 ・TKCとの提携検討。 ・TKC関連融資制度の活用検討。 ・TKK融資保証制度の利用検討。	・融資制度、新商品の検討。 ・TKCとの提携検討。 ・TKCとの金融機関との交流会参加。	・融資制度、新商品の検討。 ・TKCとの提携検討。 ・TKCとの金融機関との交流会参加。	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・倒産確率やデフォルト率についてはデータが少なく統計されておられません。	・共同事務センター新システム活用の検討。 ・審査体制の強化。 ・当金庫独自のプライムレートの設定。	・共同事務センター新システムスケジュールに基づいた活用。 ・キャッシュフロー重視の審査体制の確立。 ・営業店融資担当者レベルアップ研修 ・経営者の経営力・経営意欲・信頼性を十分加味した審査体制の構築。 ・当金庫独自プライムレートの設定。	・共同事務センター新システムスケジュールに基づいた活用。 ・キャッシュフロー重視の審査体制の確立。 ・営業店融資担当者レベルアップ研修 ・経営者の経営力・経営意欲・信頼性を十分加味した審査体制の構築。	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談、苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	現状は、口頭による説明と確認による差し入れ方式での対応となっているが、今後双方署名方式にする必要性を認識。	・約定書の内容検討。 ・約定書の作成。 ・約定書の説明書内容検討。 ・約定書の説明書作成。	・約定書の内容検討。 ・約定書の雛型作成。 ・約定書の作成。 ・約定書の説明書内容検討。 ・約定書の説明書雛型作成。 ・関連書類の整備検討。	・約定書の作成。 ・約定書の説明書作成。 ・関連書類の整備。 ・担当職員への説明会実施。 ・双方署名方式導入開始。	
(2) 「地域金融円滑活性化会議」の設置・開催	個別案件において営業店と本部間での連携し対応を図っているが、他の金融機関や一般事業会社における事例を	・規程、マニュアルの整備を進める。 ・同会議における事例、協議内容やその事例の情報収集。	・規程、マニュアルの制定。 ・同会議における事例、協議内容やその事例の情報収集。	・規程、マニュアルの制定。 ・同会議における事例、協議内容やその事例の情報収集。	

項 目	現状	具体的な取組み	15年度	16年度	備 考（計画の詳細）
	含めて総合的に検証する体制は、現在のところありません。	・職員向け勉強会等、職員教育による相談・苦情処理体制の強化。	・職員向け勉強会の実施。	・職員向け勉強会の実施。	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	相談対応については、営業店と本部担当部署の連携体制は図れているが、苦情処理については規程、マニュアルが未整備であり、組織として早急な管理体制強化が必要。	・苦情・トラブル処理規程の制定 ・苦情対応マニュアルの作成 ・商品知識の向上、サービスの向上	・苦情・トラブル処理規程の制定 ・苦情対応マニュアルの作成 ・職員への苦情・トラブル対応の周知徹底（勉強会の開催）	・全店の相談、苦情・トラブル発生事例の原因分析と対策 ・職員への苦情・トラブル対応の周知徹底（勉強会の開催）	・「お客様相談室」として相談業務への取組みと能力開発。 年金業務への積極的な取組み。 （受給相談、社会保険手続きへのアドバイス） 担当者の能力開発による相談業務の機能強化 （ファイナンシャルアドバイザー等の資格取得への取組み）
6. 進捗状況の公表					
	当金庫ホームページ上での公開を検討しております。	ホームページへの掲載準備が出来次第、6ヶ月毎の進捗状況について公表を行っていく。	・ホームページ掲載の為の態勢整備。 ・進捗状況の検証 ホームページ掲載の為の準備および掲載。	・進捗状況の検証 ・ホームページ掲載の為の準備および掲載。	
各金融機関の健全性確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	自己査定基準を毎年更改し、適切な自己査定実施を行うべく検討を進めるとともに、精度の高い分析とそれに基づく適切な償却・引当を実施するよう努めている。	毎期、自己査定基準と実例との合理性を検討するとともに自己査定のスキル向上のため、査定研修を実施し、査定内容を充実させてゆく。	・担当者のスキル向上のため、査定研修を実施する。 ・査定の効率化のため決算書等の徴求管理表と債務者概況事前作成表を採用し、本部事前検証してゆく。	15年度自己査定基準の分析・検討 15年度の簡易査定影響度の分析を踏まえ「自己査定手引き」の検証。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	毎期全先について、路線価格、再調達価格等により再評価を行っている。また、担保物権の売買事例を積算集計し、評価精度を検証している。	具体的売買事例等の実勢価格の資料の収集を拡大し、評価精度の向上をすすめる。	・財産評価基準の路線価格により、実勢価格に見合った処分可能見込額を洗い替える。 ・売買事例の収集による蓄積。	・財産評価基準の路線価格により、実勢価格に見合った処分可能見込額を洗い替える。 ・売買事例の収集による蓄積。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	金融再生法開示債権の保全状況の開示は、平成15年3月期より実	金融再生法開示債権の保全状況の開示については、地元顧客の信頼	平成15年8月発行するディスクロージャー誌により開示する。	開示を継続していく。	

項 目	現状	具体的な取組み	15年度	16年度	備 考（計画の詳細）
	施している。	を得るためにも重要と考え、正しい開示を継続的に行っていく。			
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・自己査定を厳格に行うことにより、債務者区分を融資審査の判断に活用し、金利を設定。	・外部格付制度の研究および導入の検討。 ・当金庫債務者区分と格付の整合性の検討 ・当金庫独自の格付制度の検討。 ・独自プライムレートの導入検討。	・外部格付制度と当金庫債務者区分との整合性の検討。 ・適正金利の設定検討と内部基準の確立検討。	・外部格付制度と当金庫債務者区分との整合性の検討。 ・適正金利の設定と内部基準の確立。	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	14年9月期より、実施している。	半期開示の内容について検討を重ねるとともに冊子の他、ディスクロージャー誌とともにホームページ上での公開も視野にいれて態勢を整える。	・半期開示の内容の検討。 ・ホームページ掲載の為の態勢整備。 ・半期開示の実施	・以降検討を重ねながら、通年のディスクロージャーとともに内容を充実させていく。	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	平成10年度より、新日本監査法人による外部監査を実施しております。				
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	信用金庫法と定款で定めるところにより選考手続きの透明性は確保されている。しかし、総代の選考基準の明確な定めがなく、総代以外の会員の意見を総代会運営に反映させる仕組みは今のところない。	・総代の選考基準を定める。 ・全信協での検討結果を踏まえ、総代会の仕組み、総代の役割、総代選考基準や選考方法等ディスクロージャー誌に掲載する項目を検討する。	・全信協がとりまとめた情報開示の必須事項をもとに、当金庫としての総代会機能向上策を全般的に検討。 ・総代の氏名等任意項目となっている事項の掲載については、総代を対象にヒヤリングしたうえで確定。	・ディスクロージャー誌への掲載。 ・ディスクロージャー誌に関するヒヤリングを実施し、協同組織運営、総代会制度等に対する理解状況を把握。	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	信用金庫業界の中央金融機関である信金中央金庫の支援体制を活用して業務運営の参考と	・引続き信金中央金庫が運営する「経営分析制度」を活用していく。	・14年度決算における決算分析制度による結果の分析、検討。 ・「市場業務研修」等、	・15年度決算における決算分析制度による結果の分析、検討。 ・「市場業務研修」等、	信用金庫業界の中央金融機関である信金中央金庫が運営する「信用金庫経営力強化制度」における「経営分析制度」やALM支援体制を活用して業務運営の参考としております。

項 目	現 状	具体的な取組み	1 5 年 度	1 6 年 度	備 考（計画の詳細）
	しております。	・信金中央金庫が行う各種研修会に必要なに応じて参加していく。	研修会の内容検討と必要に応じて職員の派遣。	研修会の内容検討と必要に応じて職員の派遣。	
4 . 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域貢献活動の必要性を認識し、全役職員が地域貢献活動に取り組んでおりますが、更なる情報開示の必要性があると考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体から示された開示に関する検討結果を踏まえ、地域貢献活動についての情報開示を充実させる。 ・顧客の意見を参考として、地域貢献活動と開示情報の一層の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体から示された開示に関する検討結果を踏まえ、情報開示項目の検討を行う。 ・地域貢献活動の情報開示。(1 5 年 1 0 月 予 定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャー誌およびホームページにて地域貢献活動の情報開示。(1 6 年 8 月 予 定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスクロージャー媒体としては、紙媒体、電子媒体（ホームページ）で開示する。 ・ホームページ掲載の為の態勢整備。 ・地域顧客へ窓口、渉外活動を通じて積極的な説明を行うことで地域貢献に関して理解を得るとともに、顧客の意見収集に努める。 ・顧客の意見を参考として、地域貢献活動と開示情報の一層の充実に努める。

3. その他に関連する取組み（別紙様式2）

項 目	具 体 的 な 取 組 み
. 1. (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<p>研修機関の開設通信講座の受講推奨、受講料の半額補助（助成金） F P 資格の取得 中小企業診断士資格の取得 また、平成16年度研修費予算の計上により、日本マンパワー主催の中小企業診断士受験1次対策通学コースへ参加させ、中小企業診断士を育成して行きます。 全信協、当信協主催の各種講座への職員派遣 全信協主催の「目利き研修」 東信協主催の企業支援・再生講座</p>
. 2. (4) 中小企業支援のスキル向上を目的とした研修の実施	<p>平成14年度・融資先開拓講座（初級・上級）コース、土曜研修を開催（外部講師：自主参加） （上級コース）14年9月28日・10月5日 24名参加 （初級コース）15年1月18日・1月25日 25名参加 全信協ならびに東信協主催の各種講座への参加を積極的に行い育成して行きます。 研修機関の開設通信講座の受講推奨・補助金、奨励金制度の活用。</p>
. 3. (7) 企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャル）の育成を目的とした研修の実施	<p>全信協主催：企業再生支援講座への職員派遣 平成15年6月 本部・業務部長を派遣 平成15年9月 支店長2名参加申込 平成16年1月 支店長3名参加申込 平成16年度 支店長6名を派遣予定 上記、講座参加者を講師として、職能別集合研修または店舗内勉強会等を開催し、企業再生の実務能力の向上を図ってまいります。</p>
. 5. 法令遵守（コンプライアンス） 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれのある問題の発生防止	<p>職員のコンプライアンス・オフィサー認定資格取得の推奨。 外部講師による役員研修 担当理事による、階層別研修の実施 事故（不祥事）防止等の観点より、連続休暇の完全履行とコンプライアンスチェックの徹底 職員懲罰規程の制定 顧客管理の徹底 セクシュアル・ハラスメント防止への積極的な啓蒙活動の実施</p>
当金庫独自「財務支援ローン」の発売 （平成14年4月～9月）	<p>地域における、中小零細企業の資金繰りの悪化をみて、平成14年4月～9月（実質6月～9月）の期間内において中小零細企業および個人事業主に対し、一定期間を据え置きとする運転資金を注入することで当該企業の財務内容の改善を目的とした「財務支援ローン」を販売しました。</p>
当金庫独自「地域振興資金融資」の発売 （平成15年4月～9月＝予定）	<p>地域における、中小零細企業および個人事業主（賃貸住宅・マンションによる不動産賃貸業を含む）の資金繰りの悪化、大手行による貸し剥がし・金利引き上げ等による現在債務が膠着状況に陥った地元顧客への救済策として当金庫独自資金として「地域振興資金融資」を創設し、期間限定により販売をしております。</p>
目黒青色申告会との提携商品 「めぐろ青色パソコンローン」	<p>IT化が進み、インターネットによる取引が拡大する中で、中小零細事業者においては、まだその普及が十分でないことから、目黒青色申告会との提携により、当金庫の営業地域内に事業所を有し、目黒青色申告会の会員もしくは準会員の法人の代表者もしくは個人事業主に対して、パソコンの購入資金の提供を迅速・簡便に行なうことにより、IT化の促進を側面から支援する目的で商品開発しました。</p>

項 目	具 体 的 な 取 組 み
営業地区内商店街への支援 「区内共通商品券収納事務の取扱い」	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区、品川区、世田谷区、大田区における「共通商品券」収納事務の取扱い。 ・当金庫支店所在地の全区において地区共通商品券の収納事務を取扱っており、個別店舗の売上の決済面を取扱うことで、事業者の支援を行っております。 今後もこの取扱いを継続していきませんが、ITを活用した新しい決済スキームについても提案していき、商店街の活性化を支援していきます。
営業地区内商店街への支援 「商店街ポイントカード入金事務の取扱い」	地元商店街のカード事業を支援するため、地元商店街が発行したポイントカード（満点分）を当金庫顧客の普通預金に入金するサービスを行っております。（取扱店舗：本店、三谷支店、上目黒支店、鶴の木支店） 地元商店街が発行するポイントカードの利便性を高めることで商店街のカード事業を側面から支援し、商店街全体の活性化を図る目的でスタートしましたが、今後デビットカードを介したICカードによる商店街ポイントカード等ITを活用した新しい決済スキームについても提案していき、商店街の活性化を支援していきます。
取引先事業所への業務のIT化支援 「めぐろ一括データ伝送サービス」	本サービスにつきましては、当金庫の業務の効率化と共に情報技術、インフラが発達整備される状況の中で、取引先企業にとりましても、利便性があり業務の効率化に大きく貢献できるといった見地から、業務推進を行い、また、取引先企業へのアドバイスのスキルを向上させるため、本部スタッフおよび営業店職員を外部研修に派遣し態勢作りを行っております。 今後も本サービスを通じて企業のIT化による業務効率化への支援を継続していく方針です。
「お客さま相談室」として相談業務への取組みと能力開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体制 <ul style="list-style-type: none"> 年金専任 社会保険労務士(金庫本部職員) 1名 有資格者 社会保険労務士(渉外担当職員) 2名 2. 年金業務への「お客さま相談室」の積極的な取組み 専任社会保険労務士の対応 3. ファイナンシャルアドバイザーの資格取得と相談業務への取組み 能力開発は、研修機関開設の通信講座プログラムにより養成を図っております。 ファイナンシャルプランナー 有資格者 2名 ファイナンシャルアドバイザー有資格者 1名

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・29